

食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針の 策定の必要性について

1. 背景

- これまで、食品に用いられる器具及び容器包装（以下「器具・容器包装」）について、我が国では、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づき、個別に規格基準を定めた物質のみ使用制限を行う等のリスク管理措置を実行してきた（ネガティブリスト制度）。また、国内の業界団体は、自主基準として、安全性を評価のうえ使用を認めた物質のリストを定める等の安全対策を実行してきた。
- 一方、米国や欧州連合では、リスク評価のうえ、使用を認められた物質以外は使用を原則禁止するという仕組み（ポジティブリスト（以下「PL」）制度）に基づいたリスク管理措置が国の制度として実行されている。
- これらの状況等を背景に、厚生労働省は、器具・容器包装の安全性を高めるための具体的な仕組みを検討することを目的として「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会¹」を開催。同検討会は、国内においても、まずは合成樹脂を対象に PL 制度を導入すべきとの提言を含む検討結果を取りまとめた。（平成 29 年 6 月 16 日）
- その後、器具・容器包装の規制において PL 制度を導入する旨の条文を含む「食品衛生法等の一部を改正する法律案」が第 196 回国会に提出され、審議の結果、可決・成立。同法は平成 30 年 6 月 13 日に公布された。（公布日から 2 年以内に施行予定）
- 食品安全委員会は、器具・容器包装について、これまでも食品衛生法に基づく個別の規格基準の変更等に関して、随時、食品健康影響評価依頼を受け、評価を実施してきた。しかし今後は、PL 制度の導入に伴い、器具・容器包装の原材料として新たに用いられる物質等について、継続的に評価依頼を受けることになる。

2. 食品健康影響評価指針の策定の必要性

- 食品安全委員会はこれまでに、食品健康影響評価の公平性・透明性の確保及び評価に必要なデータの明確化等の観点から、食品添加物等の各種評価対象について、食品健康影響評価指針（以下「評価指針」）を策定してきた。
- PL 制度の導入に伴い、今後は評価依頼を継続的に受けることになることから、器具・容器包装の評価における公平性・透明性の向上、評価に必要なデータの明確化は一層重要になる。そこで、器具・容器包装に関しても評価指針を策定し、これに基づいて評価を実施することとしたい。
- なお、評価指針の策定にあたっては、国内の評価が国際的にも通用するよう、国外での評価方法の実態を考慮したうえで、評価の考え方を検討することが重要である。

¹ 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長が、器具及び容器包装の安全性を高めるための具体的な仕組みを検討することを目的として、学識経験者、消費者、地方自治体、業界関係者等の幅広い構成員の参集を求めて開催した検討会

1 **3. その他**

- 2 ○ 評価指針は、PL 制度の施行後に、器具・容器包装の材質の原材料として新たに用い
3 られる物質（新規物質）を対象とする。また、PL 制度の施行前に、既に国内で販売、
4 製造、輸入、営業上使用されている器具・容器包装に用いられている物質（既存物質）
5 も、同 PL 制度の対象であり、PL に収載されるにあたっては一定の評価を経る必要が
6 あるが、既存物質については、国外でのリスク評価・国内外での使用実績等を鑑み、
7 本評価指針を踏まえた上で、別途対応方針を検討してはどうか。